

人教第2599号
54. 6. 6

陸上幕僚監部訓練課長
海上幕僚監部教育第1課長 殿
航空幕僚監部教育課長

人事教育局教育課長

精神教育の範囲について（通知）

防衛庁として精神教育という用語を使用する場合は、今後下記のとおりとしますので通知します。

なお、「精神教育の範囲について」（業務連絡42. 12. 5）は廃止する。

記

精神教育の範囲は、「自衛官の心がまえ」及びその解説が包含する範囲とする。

この範囲は、現在陸上自衛隊及び航空自衛隊において精神教育と称しているものが包含する範囲と一致し、海上自衛隊において訓育と称しているもののうちしつけを除いて一致する。